

広報 にいかっぷ

2010

6

No 535

新冠町ホームページ

<http://www.niikappu.jp>

Eメール

info@niikappu.jp



安全と大漁を祈願して

新冠定置自営船「第八新漁丸」新造式典・大漁祈願祭より





新冠町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成21年度の人事行政の運営等状況を公表します。

職員数については、平成21年3月31日現在で一般職員148名、特別職（町長、副町長、教育長）3名の151名に、4月1日付け新規採用者5名を加え、平成21年4月1日現在は156名になりました。このうち、平成21年度中に退職者が8名（うち定年退職者2名）、新規採用として4名、再任用等として1名採用しましたので、平成22年4月1日現在の職員数は前年度から3名減の153名となっております。

給与については、民間企業の給与水準を適正に反映させている国家公務員の給与（人事院勧告）に準じ、議会の審議を経て条例により決定しております。なお、平成21年度の一般行政職の給与水準（ラスパイレズ指数）は、国家公務員を100とすると、新冠町職員は93.2となっております。

(4) 職員手当の状況（平成21年度）

手当名	内容	手当名	内容
扶養手当 (毎月支給)	●配偶者 月額13,000円 ●扶養親族（配偶者を除く） 1人につき 月額6,500円 ※満16歳から22歳までの子供1人当たり5,000円加算	期末手当 勤労手当 (6月・12月支給)	期末手当 勤労手当 6月期 1.25月 0.7月 12月期 1.5月 0.7月 計 2.75月 1.4月 ・職制上の段階、職務の級による役職加算（5～15%）あり ※平成21年6月まで、職務の級に応じ総支給額の1%から3.5%減額する
住居手当 (毎月支給)	●借家等（12,000円を超える者に限る）の場合、家賃に応じて月額27,000円を限度に支給 ●持ち家 月額2,500円	寒冷地手当 (11月～3月支給)	●寒冷地に在勤し、常時勤務に服する職員に支給される手当で扶養親族の人数に応じて支給 支給額 44,000円～116,800円
通勤手当 (毎月支給)	(片道2km以上の者に限る) ●交通機関等を利用する場合 運賃に応じ月額55,000円を限度に支給 ●自家用車を利用する場合 通勤距離に応じて月額2,000円から24,500円の範囲で支給	特殊勤務手当 (勤務実績)	●著しく危険、不健康その他特殊な勤務についたときに支給 ・夜間看護手当 1回の勤務時間に応じ2,000円～6,800円 ・X線手当 1日 230円
管理職手当 (毎月支給)	●管理又は監督の地位にある職員に支給 課長相当職 給料月額の10% 総括主幹相当職 給料月額の8% ※平成17年度から平成21年11月までの間、10%を8%に、8%を6%に減額	時間外勤務手当 (勤務実績)	●正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に支給
		宿直手当 (勤務実績)	●宿直勤務、日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・医師 1回につき15,000円 ・その他 1回につき4,200円以下

(5) 特別職の報酬等の状況（平成21年度）

職名	月額	期末手当
町長	750,000円 H21.12月から720,000円	6月期 1.7月 12月期 1.85月 計 3.55月
副町長	609,000円 H21.12月から600,000円	※平成20～21年6月までの間、町長▲15%、副町長▲13%、教育長▲10%を減額
教育長	562,000円 H21.12月から560,000円	
議長	280,000円	6月期 1.0月 12月期 2.0月 計 3.0月
副議長	230,000円	
議員	205,000円	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

始業・終業時刻	8時30分から17時15分まで
休憩時間	12時から13時まで

(2) 休暇

休暇の種類	年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、組合休暇
有給休暇付与日数	年間20日を付与 (前年残日数を繰越し、年40日を限度) 平成21年平均使用日数 8.6日/人

(3) 育児休業及び介護休暇の取得状況（平成21年度）

区分	育児休業	育児部分休業	介護休暇
男性職員	—	—	—
女性職員	2人	—	—

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分

処分の種類	免職	休職	降任
人数	—	—	—

(2) 懲戒処分

処分の種類	免職	停職	減給	戒告
人数	—	—	—	2人

5 職員の研修状況

研修名	内容	参加人数
職員基礎研修（胆振・日高町村会）	新採用職員として必要な基礎知識の取得	4人
初級研修（胆振・日高町村会）	採用2年目職員として必要な知識の取得	1人
中央研修（市町村アカデミー）	自治政策課題に関する高度な専門研修	2人
北海道派遣研修	実践的かつ高度な専門知識の取得	1人
管理・指導能力研修（市町村職員研修センター）	管理・監督者として必要な知識の取得	3人
その他研修（町村会など）	法務基礎、まちづくり戦略など	4人

1 職員の任免及び職員数に関する状況

区分	平成21年度職員数			21年度中 人事異動	年度中 退職者数	うち定年退職	22年度 採用者数	22年度当初 人事異動	22年度職員数 (H22.4.1現在)
	(H21.4.1現在)	うち新規採用	うち中途採用						
特別職	3人	—	—	—	—	—	—	—	3人
町長部局	84人	5人	—	—	4人	2人	2人	1人	83人
教育委員会	19人	—	—	—	—	—	1人	—	20人
議会事務局	3人	—	—	—	—	—	—	—	3人
農業委員会	2人	—	—	—	—	—	—	—	2人
簡易水道会計	2人	—	—	—	—	—	—	—	2人
下水道会計	1人	—	—	—	—	—	—	—	1人
介護サービス会計	19人	—	—	1人	—	—	—	—	20人
病院会計	23人	—	1人	▲1人	4人	—	1人	▲1人	19人
合計	156人	5人	1人	0人	8人	2人	4人	0人	153人

2 給与費の状況

(1) 給与支払額（平成21年度決算見込）

職員数 (A)	給与費					一人当たり給与費 (A/B)
	給料	職員手当	期末・勤労手当	寒冷地手当	計(B)	
156人	586,330千円	108,362千円	215,187千円	14,215千円	924,094千円	5,923千円

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢

区分	一般行政職（平成21年4月1日現在）		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
新冠町	317,900円	358,300円	41.4歳
国	325,521円	391,770円	41.5歳
北海道	343,005円	427,547円	43.8歳

(3) 職員の初任給と経験年数別平均給料月額

区分	初任給	一般行政職（平成21年4月1日現在）		
		10年以上 15年未満	20年以上 25年未満	30年以上 35年未満
大学卒	172,200円	277,600円	369,500円	430,400円
短大卒	152,800円	265,000円	367,200円	403,100円
高校卒	140,100円	238,800円	327,200円	388,700円

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成 22 年度の保険料と医療費通知について

後期高齢者医療制度では、2年ごとに保険料率を決めており、平成 22・23 年度は新しい保険料率になります。

□平成 22・23 年度の保険料率

均等割 【1人当たりの額】 44,192 円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (所得 - 33 万円) × 10.28%	=	1 年間の保険料 (100 円未満切捨て)
--	---	--	---	---------------------------------

平成 22 年度の保険料額は、7 月に個別にお知らせします

- 1 年間の保険料の上限額は 50 万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

□保険料のお支払い方法を、□座振替に変更できます

□座振替への変更をご希望される方は、お住まいの市町村の後期高齢者医療制度担当窓口へお申し出ください。
【お申し出の際に必要なもの ~ 本人の保険証、預金通帳とお届け印】

□保険料の軽減

◇均等割の軽減（年額）

- 軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減前(年額)	軽減後(年額)
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割軽減	44,192円	4,400円
33万円	8.5割軽減	44,192円	6,628円
33万円+(24万5千円×世帯主以外の加入者数) ※単身世帯の方は該当しません。	5割軽減	44,192円	22,096円
33万円+(35万円×世帯の加入者数)	2割軽減	44,192円	35,353円

(例)年金収入168万円の1人世帯の軽減判定の所得の求め方

$$168 \text{ 万円 (年金収入)} - 120 \text{ 万円 (公的年金等控除額)} - 15 \text{ 万円} * \text{ (特別控除額)} = 33 \text{ 万円 (軽減判定の所得)}$$

※65歳以上の方の公的年金に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

◇所得割の軽減

- 加入者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

◇被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、サラリーマンなどの健康保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が 9 割軽減となります。市町村国保や国民健康保険組合は除きます。

均等割	9割軽減 (年額4,400円)	所得割	かかりません
-----	-----------------	-----	--------

□保険料の減免

災害などで重大な損害を受けたときや失業その他特別な事情で、生活が著しく困窮し、保険料の納付が困難な方については、保険料が減免となる場合があります。

詳しくは、新冠町役場 町民福祉課 保健福祉グループへお問い合わせください。

□年間保険料額の例 (年金収入のみの例)

- ・ 例として掲載したもので、世帯区分や年金以外の所得などにより、実際の年間保険料額は異なります。

◇単身世帯(世帯主)の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成22年度年間保険料
80万円	9割		4,400円
153万円	8.5割		6,600円
168万円	8.5割	5割	14,300円
180万円	2割	5割	49,200円
211万円		5割	74,000円
250万円			143,900円

◇夫婦2人世帯(2人とも加入者)で、妻の年金収入が80万円以下の場合

年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成22年度年間保険料
80万円	夫	9割		4,400円
	妻	9割		4,400円
153万円	夫	8.5割		6,600円
	妻	8.5割		6,600円
168万円	夫	8.5割	5割	14,300円
	妻	8.5割		6,600円
180万円	夫	5割	5割	35,900円
	妻	5割		22,000円
211万円	夫	2割	5割	65,100円
	妻	2割		35,300円
250万円	夫			143,900円
	妻			44,100円

□減額認定証をお渡しします

現在ご使用の減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)は、平成 22 年 7 月 31 日に有効期限が満了となり、8 月以降のご使用ができなくなります。7 月中に新しい減額認定証をお渡ししますので、8 月 1 日からご使用ください。

なお、減額認定証の用紙は橙色です。



住民税非課税世帯の区分・区分IIの適用	
区分II	世帯全員が住民税非課税である方
区分I	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方
	老齢福祉年金を受給されている方

□医療費通知の送付を希望される方へ

- これまで、対象となる全ての方に「医療費通知」を送付していましたが、平成 22 年度から発行を希望される方のみへの送付に変更となりました。
- 今後も医療費通知を希望される方は、お手数ですが、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

★ご連絡の際には、被保険者番号のわかるものをお手元にご用意ください。

★すでに「送付を希望する」旨ご連絡をいただいた方は、再度のご連絡の必要はありません。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
☎ 011・290・5601

新冠町役場
町民福祉課 保健福祉グループ
☎ 0146・47・2113 (直通)

5月18日
音楽教育事業 新冠保育所

新冠保育所で初めて音楽教育事業が行われ、めろん組18名の子供たちが音楽の楽しさを体験しました。
今回、昭和音楽大学で音楽療法を教えていらっしゃる久保田先生を招き、音楽療法で使われる楽器を使いながら、音楽によるコミュニケーションの楽しさを学びました。子供たちも大喜びで笑顔が途切れることはありませんでした。



5月8日
春の笹山ハイキング

春の笹山ハイキングが行われ、この日を楽しみにしていた39名の皆さんが参加しました。
この日は、小雨が降り、肌寒い一日。例年に比べ、積雪も多くコンディションはあまり良くありませんでしたが、参加者の皆さんは、帰りに山菜を探したりと思いつきに春の笹山を満喫していました。



5月21日
手作り安全マップを新冠小学校に

ジュニアリーダー育成事業の一環として、新冠中学2年生と3年生7名が新冠小学校周辺の安全マップを制作し、新冠小学校の奥村校長先生に手渡しました。
マップは全て手作りで、交通安全や防犯の観点から危ない場所を自分たちで調べて掲載し、見やすく工夫されています。

5月11日
朝日小学校 防犯教室開催

朝日小学校（岸久夫校長）で春の地域安全運動の一環として防犯教室が行われました。
3・4年生を対象に行われた教室では、静内警察署の署員の方が不審者に扮し、3つのパターンを想定して、子供たちがその対応を訓練しました。



5月30日
田植えや収穫体験 新冠体験ツアー実施

今年で3回目となる新冠体験ツアー。今年初めての体験ツアーに厚別区子ども会連絡協議会から25名の皆さんが参加し、美子の鎌田一博さんの農場で、アスパラの収穫体験や田植え体験を行いました。
子供たちも泥んこになりながら田植えを楽しみました。



5月13日
介護予防 ヨガ教室開催

レ・コード館で介護予防を目的に全5回の日程でヨガ教室が行われました。
中里美紀さんを講師に、ヨガのポーズや呼吸法などを教えてもらい、参加者の皆さんもリラックスしながら様々なヨガのポーズにチャレンジしました。



花の回廊づくりスタート

昨年、見事なヒマワリ畑となったレ・コードの丘。
今年も、花の回廊づくりがスタートし、5月22日、26日の両日、「レ・コードの丘 花の名所づくりの会」の皆さんとボランティアの皆さんがヒマワリの種まきとバラを植えました。バラは7月上旬、ヒマワリは7月下旬に見頃を迎えます。



いきいき大学 音楽療法

5月18日、レ・コード館でいきいき大学の学習会が開催され、38名の皆さんが参加しました。
今回の学習会では、昭和音楽大学の久保田先生指導のもと、音楽療法を通して健康になることをテーマとして行われました。
参加した皆さんも、歌や楽器の演奏を行い、楽しんでいました。



青年の家横水路清掃

5月14日、役場OBの皆さん20名が青年の家横水路の清掃を行いました。
この水路清掃はお世話になった地域への奉仕活動として毎年行われているもの。この日も、ヨシの枯れ草などを刈り取り、水路をきれいにしていただきました。



朝日小学校 読み聞かせ

朝日小学校では学校支援地域本部事業の一環として、読み聞かせが行われています。
5月13日、この日は4年生のクラスで大富在住の宮下美智子さんによる読み聞かせが行われました。
宮下さんの語り口に子供たちも引き込まれ、真剣な表情で聞き入っていました。



ツツジ 100本を植樹

5月10日、判官館森林公園に小竹町長、妹尾議長をはじめ、町議会議員、役場管理職会の皆さんが100本のツツジを植樹しました。
このツツジは泉の須田幸雄さんから寄贈を受けたもの。その思いを引き継ぎ、参加した皆さんも1本、1本丁寧に植樹していました。



オグリキャップは元気です

優駿スタリオンステーションでオグリキャップ号の一般公開が5月1日から行われています(公開時間 10時~14時)。
芦毛の怪物と呼ばれ、多くのファンに愛されたオグリキャップ号も今年で25歳。今も変わらず元気に草を食んでいる姿は必見です。

けんこうガイド

『婦人科検診』の季節です

今 年も乳がん・子宮がん検診を行います。がん検診を受けると、自覚症状のない小さながんも発見することが出来、早期発見へとつなげることが出来ます。

「すべての女性に知ってほしい。乳がん・子宮がんのこと」

乳がんは、女性に出来るがんの中で最も多く、年間4万人の方が乳がんになっています。これは、日本人女性20人に1人が乳がんにかかるという計算です。

一般に40歳代以上の女性に多くみられる乳がんですが、最近では30歳代での発症もみられるようになってきました。

また、子宮がんは、がん検診の啓発や普及により減少してきていますが、20歳～30歳代の年代を見ると、子宮がんを発症する方が増えてきています。

特に20歳～30歳代の女性に増えているのが、子宮頸がん（子宮の入り口部分にできるがん）で、20歳代での発症もみられるようになってきました。

このようながんで命を落とさないためには、早期の段階でがんを発見し、治療することが必要です。自覚症状のない小さなが

んを発見するには、がん検診を受けることが何より大切です。がんから自分の体を守るために、ぜひ婦人科検診を活用してください。

※検診の内容や申し込み方法、時間などの詳細につきましては、町政事務委託文書でのご案内いたします。

- 日にち：平成 22 年 7 月 25 日（日）
- 場所：新冠町保健センター
- 対象

<乳がん検診>

町内在住の 40 歳以上の女性
※昨年、乳がん検診を受けて「異常なし」と判定された方は 2 年に 1 度の検診となります。

<子宮がん検診>

町内在住の 20 歳以上の女性

7月		7月		6月			月日	時間	事業名	健康カレンダー	場所										
2日(金)	13時30分	14日(水)	13日(火)	28日(月)	25日(金)	25日(金)						16日(水)									
	このころの健康相談	は日程については後日個別にご案内いたします	受付 13時～13時20分	13時30分	受付 13時～13時45分	9時45分	13時	健康相談	健康結果説明会	BCG予防接種	フッ素塗布	乳児健康診査	フッ素塗布	保健センター	保健センター	保健センター	保健センター	保健センター	保健センター	保健センター	保健センター
	※要予約(6月28日～切り)			キレミマールム(母親学級)																	

めざせ!

N K P

前回、糖尿病は40歳以上の5人に1人がかかるとお伝えしました。

実は、糖尿病は内臓脂肪がたまっていると「やや高め」程度の変化でも動脈硬化が急速に進む危険があり、糖尿病の発症を抑えられない心配があります。

糖尿病を予防するために、まずは、健康診断で空腹時血糖・HbA1c（グリコヘモグロビン）・尿糖を調べ、体のサインに気づくことが重要です。空腹時血糖とは空腹時の血液中のブドウ糖濃度（血糖値）を調べます。HbA1cは過去1～2カ月の血糖値の状態を知らせる指標となります。そして、血中の糖が多くなり過ぎ、尿にあふれ出したものが尿糖です。ただし尿に糖が出て糖尿病でない場合もあります。

年に1回は健診を受け、年々数値が上がっているようなら、生活習慣を見直し、糖尿病を予防しましょう。

介護ワンポイント アドバイス ⑩5

生活習慣病も認知症の大きなリスクになります

認知症になるリスクと肥満や生活習慣病との関係が世界の各所で追跡調査されています。

その主なデータを集めてみると、一目瞭然、内臓脂肪や動脈硬化がもたっている生活習慣病が大きなリスクであることがわかります。

また、入院し環境が変わることで認知症が進行する事もあります。年に1回の健診を受け、生活習慣病と認知症を予防しましょう。

介護のことは、お気軽にご相談ください。
保健福祉グループ 山田 知矢

●町民福祉課保健福祉グループ
(役場内 ☎ 47・2113 (直通))